

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書

平成 14 年に行われた日朝首脳会談で、北朝鮮は日本人拉致を認め、わが国の拉致被害者 5 人とその家族が帰国した。しかし、その後 15 年が経過したが、5 人の帰国以外には全く問題解決が図られていない状況にある。

政府は、現在この 5 人を含めた 17 人を北朝鮮による拉致被害者として認定しているが、認定された被害者以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方々が、多く存在している。沖縄県においても、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない特定失踪者が 26 人おり、そのうち 5 人が那覇市に住所があり、その氏名は沖縄県警察本部によって公表されている。

拉致問題は許しがたい重大な主権の侵害であり、人権侵害である。すべての拉致被害者の帰国を待ち望んでいるご家族の高齢化が進む中で、一刻も早い問題の解決が求められている。

2015 年 5 月にスウェーデンのストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮は、拉致被害者を含むすべての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束し、さらに 7 月の同協議（北京）で特別調査委員会を設置したことで、問題解決が図られるものと期待された。

しかしながら、北朝鮮は、再調査の最初の報告を 2015 年の秋ごろを目指すとしていたが、初期段階だと先送りにし、その後、具体的な進展のめどが立っていない状況にある。

よって、本市議会は北朝鮮による日本人拉致問題等の進展と早急な解決を図るために、下記の事項を強く要請する。

記

- 1 北朝鮮に拉致された多くの被害者を一刻も早く救出し、早期帰国を実現すること
- 2 北朝鮮による拉致の可能性が排除できない失踪者の真相を早急に解明すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 29 年（2017 年）12 月 25 日

那 覇 市 議 会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣
外務大臣、国家公安委員会委員長、警察庁長官